

ボートレース広告・宣伝指針を踏まえた ガイドライン

制定 2026年1月13日

一部改訂 2026年3月23日

全国モーターボート競走施行者協議会

改訂履歴

改定日	内容
2026年3月23日	第5 ポイント付与について 3. ポイント付与タイミングに関する留意事項 ・ポイント付与のタイミングは、ポイントが発生した日から起算して7日を経過した後に付与すること

はじめに

公営競技の投票券の購入時におけるポイント付与、いわゆる「ポイントサービス」については、ギャンブル等依存症対策の観点から社会的な関心が高まっており、その在り方について、内閣官房からの要請を受け、公営競技全体として検討が種々行われてきたところである。

今般、その検討結果を踏まえ、これに準じた指針が示された。

今後は、本指針に沿った対応を順次実施していくこととなるが、これを契機として、他との差別化を目的としたサービス内容が過度となり、結果として過当競争を招き、その代償としてギャンブル等依存症を助長することになってしまうことは本末転倒である。

また、そもそも、投票金額の一部を補填することや、実質的に値引きと同視されるようなポイントサービスについては、経営に影響を及ぼすおそれがあることから、その存在自体が必ずしも望ましいものではないとの認識に至っている。

関係各位におかれては、本ガイドラインにおいて、以上のような観点も踏まえつつ、指針に基づく具体的な対応の考え方を示しているところであるが、その解釈や運用に疑義が生じた場合には、改めて上記の基本的な考え方に立ち返り、「ポイントサービス」の検討および実施を行われたい。

第1 本ガイドラインの位置づけ

1. ポイント付与等に関する告知等の位置付け

本ガイドラインは、ポイント付与等の各種サービスの実施に加え、これに付随して行われる告知・周知・案内等についても対象とするものであり、当該告知等が過度に射幸心をあおることのないよう留意する必要がある。

2. ポイント付与等に関する告知等の基本的な考え方

ポイント付与等に関する告知・周知・案内等については、利用者に対しサービス内容を適切に理解させる範囲にとどめ、ポイント獲得を主目的とした投票行動や、継続的・反復的な投票を過度に促すことのないよう配慮するものとする。

第2 対象について

1. 対象とする者

施行者及びモーターボート競走の実施に係る業務もしくは事業の委託を受けた事業者を対象とする。

2. 対象とする内容

ポイント付与等の各種サービスの実施に加え、これに付随して行われる告知・周知・案内等を対象とする。

第3 逡増性（ランク制度）について

1. 基本的な考え方

ランク制度は、購入額に応じて行うファンサービスではあるが、次のランクへの到達を目的として購入を促すことにつながり、過度な利用を助長するおそれがあることから実施しないものとする。

2. 逡増性（ランク制度）における留意事項

- ・ランク制度を導入済みで利用者に還元する権利が継続している場合においては、期間終了まで現サービスを継続することができる
- ・購入額に応じ、利用者に対し異なるサービスを実施することは可能
- ・購入額に応じたサービスの内容を利用者に認識させるような運用は行わないこと

第4 お友達紹介制度について

1. 基本的な考え方

特典目的の無差別な勧誘を助長するおそれがあることから実施しないものとする。

2. お友達紹介制度の留意事項

紹介によりポイントを付与しないサービスであっても、実施しないものとする。

第5 ポイント付与について

1. 基本的な考え方

以下に掲げる留意事項を遵守した上で実施するものとする。

2. ポイント還元率に関する留意事項

- ・還元率は通常1%以内とする
- ・特別な場合に限り、還元率を5%以内とすることができる
- ・特別な場合とは、競走グレードに関わらず、1競走場あたり月に1節を上限とし、連続する節に適用しないものとする

3. ポイント付与タイミングに関する留意事項

- ・即時付与は次の購入をより促すことにつながる可能性があることから、行わないものとする
- ・ポイント付与のタイミングは、ポイントが発生した日から起算して7日を経過した後に付与すること

4. ポイント交換に関する留意事項

- ・直接舟券購入ができる現金や投票が可能なポイントへの交換は実施しないものとする
- ・ポイントを還元する際の1ポイントは1円相当とすること

第6 適正なキャンペーンについて

1. 基本的な考え方

以下に掲げる留意事項を遵守した上で実施するものとする。

2. キャンペーンにおける留意事項

- ・各種施策については、景品表示法の範囲内で実施することができるが、キャッシュ（現金及び直接舟券を購入できるポイント類）を付与するキャンペーンについては、原則として実施しないものとする。
- ・会員制度における新規入会時の1,000円相当のポイント付与またはキャッシュ付与は実施してよいものとする
- ・拠点来場時に伴う上限500円相当のポイント付与またはキャッシュ付与は実施してよいものとするが、実施にあたっては、ギャンブル等依存症を配慮した期間設定とすること

【参考】一般懸賞の場合の景品規制

取引の価額	景品類限度額	
	最高額	総額
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る 売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

第7 広告・宣伝等の表現・表示等について

1. 基本的な考え方

過度に射幸心をあおる内容にならないように留意すること。また、ギャンブル等依存症の抑止のため、「のめり込み」を防止する等の配慮を行う。

2. 広告・宣伝等の表現・表示等における留意事項

- ・賞金総額の表記は行わないものとする
- ・購入意欲は過度に煽らない表現にすること
- ・予想の容易さや的中する可能性の高さを強調しない表現とすること

3. 控えるべき表現の例

次に掲げる表現は用いないこと。

- ・「山分けキャンペーン」
- ・「年間総額〇〇円」
- ・「毎日買おう」
- ・「予想がしやすい」
- ・その他、留意事項に該当する表現

なお、上記は例示であり、これらに限られるものではない。

第8 その他

1. ボートレース広告・宣伝指針の改定は、2026年2月1日から施行されるため、必要な対応については可及的速やかに実施することとし、2027年4月1日以降は、必要な対応を確実に実施するものとする。